

第4回高知県談合防止対策検討委員会 会議要旨

令和5年7月27日(木) 13:30~15:15

高知会館 3階 飛鳥の間

1 出席者

(1) 委員

- ・ 稲田委員、奥村委員、近藤委員、田中委員、中村委員、山本委員、渡邊委員

(2) 事務局

- ・ 荻野部長、横畠副部長、岩崎副部長、島田土木技術監、梅森参事兼土木政策課長 ほか

2 議題

- (1) 再発防止のための入札制度改正等の具体案概要
- (2) 委託業務における総合評価方式の導入
- (3) 予定価格事後公表の拡大
- (4) コンプライアンス基本方針の策定
- (5) 違約金、賠償金の改正
- (6) 指名停止期間について

3 主な意見

- ① 総合評価方式の導入について、提案された項目では、業務成績の評価が細分化されておらず、評価に差があまりつかないと思われる。
- ② 総合評価の項目について、競争性がどの程度確保されるかをシミュレーションし、検討委員会で共有してほしい。その後は、必要に応じて適切なものに改定していくべき。
- ③ 成果物を評価できる人材の登用など、発注者責任遂行の徹底を最終報告書に盛り込んでほしい。
- ④ 技術者の評価項目において、高知県の状況に合わせ、技術者の県内在住状況など特色ある項目を取り入れているのは評価できる。
- ⑤ 技術力や成果に関しての品質確保の観点から、業務ごとにもう少し細かい基準や評価の仕方ができないか疑問に思う。
- ⑥ 成果物の評価や入札における総合評価を厳しくすることは理解できるが、発注者側の業務量の増加についての考慮も必要。
- ⑦ 価格の総額のみが入札が談合の元になっている可能性が高いので、事業者の見積内容を抽出でいいので提出させ、内容を確認していくべき。

- ⑧ コンプライアンス基本方針の策定は、意識付けにはなると思うので、どこまで徹底されているかの検証が大事。
- ⑨ コンプライアンス基本方針策定の実効性を高めるため、意識の向上を促すプラスの評価が必要ではないか。
- ⑩ 入札制度設計を行う発注者側にも責任の一端があること、罰則が全国に比べて低いわけではないこと、また、談合に対する抜本的な対策を打ち出すことが難しいという理由から、違約金を増額することには賛成できない。
- ⑪ 今回の再発防止策を見た時に、談合に加わっていなかった事業者等がどう思うかということの視点を持つておくべき。何らかの評価やペナルティ強化は必要。
- ⑫ 入札制度に問題があることなどは理解するが、故意的にいけないことをしているため、ペナルティの強化は必要。